

平成16年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成16年12月17日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 2 議案第 2 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第 3 議案第 3 号 秋田県町村土地開発公社の定款の一部を改正する定款
- 第 4 議案第 4 号 農村振興総合整備統合補助事業における町営土地改良事業の計画概要の決定について
- 第 5 議案第 5 号 仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合同約の変更について
- 第 6 議案第 6 号 平成16年度美郷町一般会計予算について
- 第 7 議案第 7 号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 8 号 平成16年度美郷町老人保健特別会計予算について
- 第 9 議案第 9 号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計予算について
- 第10 議案第10号 平成16年度美郷町下水道事業特別会計予算について
- 第11 議案第11号 平成16年度美郷町農業集落配水事業特別会計予算について
- 第12 陳情第 1 号 安全・安心の社会保障制度の確立を求める陳情書
- 第13 陳情第 2 号 「食料・農業・農村基本計画」見直しについての陳情書
- 第14 陳情第 3 号 WTO・FTA交渉に関する陳情書
- 第15 陳情第 4 号 県立高等学校の図書館の充実をめざす意見書提出を求める陳情
- 第16 陳情第 5 号 「あきた教育新時代創成プログラム」の策定・実施を急がず、県民の十分な論議の保障を求める陳情
- 追加第 1 同意第 1 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 2 同意第 2 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 追加第 3 同意第 3 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 追加第 4 同意第 4 号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 5 同意第 5 号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 6 同意第 6 号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 7 同意第 7 号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 8 同意第 8 号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 9 同意第 9 号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 10 同意第 10 号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 11 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 追加第 12 美郷町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 追加第 13 発議第 7 号 平成 17 年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出につ
いて
- 追加第 14 発議第 8 号 「あきた教育新時代創成プログラム」の策定・実施を急がず、県民
の十分な論議の保障を求める意見書の提出について
- 追加第 15 発議第 9 号 県立高等学校の図書館の充実をめざす意見書の提出について
- 追加第 16 発議第 10 号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書の提出につ
いて
- 追加第 17 発議第 11 号 W T O ・ F T A 交渉に関する意見書の提出について
- 追加第 18 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（４７名）

1番	福田	守	君	2番	煙山	多三郎	君
3番	佐々木	順吉	君	4番	鈴木	一	君
5番	村田	薫	君	6番	小西	文男	君
7番	谷屋	誠市	君	8番	田口	繁男	君
9番	中村	利昭	君	10番	吉野	久	君
11番	小田	長輝	一君	12番	泉	繁夫	君
13番	大久保	伸一	君	14番	武藤	威	君
15番	高橋	猛	君	16番	戸澤	勉	君
17番	久米	章弘	君	18番	高橋	隆治	君
19番	泉谷	理毅男	君	20番	伊藤	福章	君
21番	熊谷	良夫	君	22番	齊藤	新一郎	君
23番	森元	利漠	君	24番	泉	美和子	君
25番	高橋	正治	君	26番	山田	鐵之助	君
27番	高橋	福松	君	28番	藤田	亥左夫	君
29番	若畑	文英	君	30番	高橋	久男	君
31番	森元	淑雄	君	32番	武藤	健	君
33番	永井	久雄	君	34番	熊谷	隆一	君
35番	佐々木	正	君	36番	佐藤	倉一	君
37番	中村	美智男	君	38番	戸沢	藤一	君
40番	齊藤	正衛	君	41番	深沢	義一	君
42番	澁谷	俊二	君	43番	飛澤	龍右工門	君
44番	杉澤	隆一	君	45番	半田	秀雄	君
46番	竹村	由広	君	47番	伊藤	光明	君
48番	後松	一成	君				

欠席議員（１名）

39番 佐藤 時夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 松田 知己 君 町長公室長 小原 正彦 君

総務課長	二藤誠祥君	企画課長	山内英世君
税務課長	深澤章一君	住民生活課長	鈴木四郎君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	坂本昇君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野弘君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	森川福蔵君	福祉保健課長	樋場雄一君
農政課長	深澤廣君	商工観光課長	小林宏和君
建設課長	照井一夫君	国体準備室長	渋谷喜一君
出納室長	大澤薫君	農業委員会 会 長	星山正美君
農業委員会 事務局長	出雲征夫君	教育委員長	清水猛君
教育長	高橋福雄君	学務課長	飛澤明則君
社会教育課長	小松清君	幼児教育課長	泉谷隆雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参 事	渋谷新一
局長補佐	田中まき子	局長補佐	久米良子
上席主任	大澤修		

開議の宣告

○議長（後松一成君） 定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、皆さんのお手元に差し上げているとおりで進めてまいりたいと思います。

（午前10時00分）

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第1、議案第1号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり決しました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第2、議案第2号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり決しました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 日程第3、議案第3号 秋田県町村土地開発公社の定款の一部を改正する定款についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第3号についても原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 秋田県町村土地開発公社の定款の一部を改正する定款については、原案のとおり決しました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第4、議案第4号 農村振興総合整備統合補助事業における町営土地改良事業の計画概要の決定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

4番、鈴木一君。

○4番（鈴木一君） 議案第4号の資料について、ちょっとお伺いしたいと思います。

施工関係ですけれども、予算については関係ございません。中野下内村との線でございます。その間の線のことでございますけれども、まず一つは道路横断を変えるのかどうか、それを一つまずお聞きしたいわけでございます。

○議長（後松一成君） 答弁、農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

この排水路については、まだ調査測量をしておりませんので、道路横断の暗渠の断面はどのようになるか決定しておりません。ただ、強い雨が降ったときに、この道路横断の直前で水路から水があふれ周辺の田んぼに被害を及ぼしているという状況もございますので、これから、農道を横断するわけですので農道を管理する建設課、また地域住民の方々、それから県とも協議して、どのような横断断面にするか検討していくこととなります。

○議長（後松一成君） おわかりいただけますか。4番。

○4番（鈴木一君） 今、まだ設計の段階ではないということでございます。それで、私もここに田んぼがありますので、毎年1回、8月の出水期のときに監視するわけです。そのために何がということは、やっぱり道路横断の暗渠が悪くて、昔、20年ぐらい前はヒューム管であるので水はけが悪いのであります。したがって、当時のときは水はよかったけれども、だんだんに改良されてくる、水があそこにどんと一気に来ますので、ぜひひとつそれを改良していただくことを強く要望するものです。

○議長（後松一成君） 答弁必要ですか。（「はい」の声あり）農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） ご答弁申し上げます。

この改良で一番のポイントは、今、議員からご指摘ありましたように、横断直前で水路から水があふれないように処理することと思っておりますので、その点を十分に考え合わせて横断を決めたい

と思います。

○議長（後松一成君） 43番、飛澤龍右工門君。

○43番（飛澤龍右工門君） この事業でございますけれども、実は、これと違うかもしれませんが、各土地改良区に対してこれとやや似たような国の補助金対象になっているものがあります。ということは、今の新農業水利システムというものが入っておりますけれども、これとはまた違う事業でございますでしょうか。お伺いします。

○議長（後松一成君） 答弁、農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

この事業は、新農業水利システムの工事とはまた別の事業でございます。

○議長（後松一成君） 43番。

○43番（飛澤龍右工門君） 今、この新農業水利システムとは違うということでございましたけれども、今後、何というか、旧千畑町でこういう事業が行われたようですけれども、今後、仙南村あるいは六郷町にこういう事業対象のものになるとすれば、美郷町としては、こういう形で補助対象として進めていくものかお聞きします。

○議長（後松一成君） 農政課長でいいですか。（「町長をお願いします」の声あり）松田町長。

○町長（松田知己君） これまでの経緯があって、このたびの千屋地区の事業の計画を策定し、また議決をいただきたいということでありますので、今後については、各地域のこれまでの土地改良事業の推進の形態それから推進の実績等をよくよく勘案しながら、今後の方針を決定してまいりたいというふうに存じます。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農村振興総合整備統合補助事業における町営土地改良事業の計画概要の

決定については、原案のとおり決しました。

議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第5、議案第5号 仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合理約の変更については、原案のとおり決しました。

議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第6、議案第6号 平成16年度美郷町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

31番、森元淑雄君。

○31番（森元淑雄君） 最初に、37ページの1節のファーマーズマーケット事業とは、どのような事業なのか伺いたいと思います。

次に、47ページでございます。式典運営委託料 130万円ほど計上されておりますが、総額では

60万円ほどとお聞きいたしました。その式典の内容等を伺いたしたいと思います。なお、このような財政の状況に加え景気もよくないときに60万円もかけてイベントをやるとは、庶民感覚、町民感覚では考えられないと思われるので、委託をしないで自前でやる方法等ないものか、その辺も伺いたしたいと思います。

それから、8ページでございます。1節の法定外公共物譲与申請委託料であります。これは国調ができ上がった後の申請になろうかと思いますが、旧3町村で何件ぐらいあるのかお伺いいたします。以上です。

○議長（後松一成君） 答弁を求めます。それぞれ担当課長の答弁を求めます。

○農政課長（深澤 廣君） 37ページのファーマーズマーケット事業費補助金の内容についてですが、これは県単事業で行っている事業で、その名前のおり農家の皆さんが直売所等で農産物を販売するわけですが、その運営費に対する補助が県単事業であります。それで、今回導入しているのは、あったか山の野菜の直売所、それからあちゃん市場とってJAの六郷支所の敷地で設立されていると思いますが、その2カ所に対するレジスターの購入補助に充てられております。以上です。

○議長（後松一成君） 公室長。

○町長公室長（小原正彦君） 47ページの合併記念式典の開催関係についてご説明いたします。

まず最初に、合併記念式典でございますが、2月13日にアスパルで開催を予定してございます。記念式典としましては、今回は総務大臣表彰等もございまして、合併関連の。それから、感謝状の贈呈等々もございまして。それから、全町を対象にした記念式典としたいということで、以前、合併協議の際にも皆様方にご説明をしているところでございまして。その中で、記念講演等々も予定してございます。

それから、今回の予算のときにもご説明いたしましたけれども、今回、町の慣行ということで、町の木、花、鳥、魚等々の制定の事業も行いたいというふうに考えてございます。これらを、この記念式典において発表したいということで、基本的には報償費として365万5,000円、こちらは記念品等々を全戸に配付をしたいというふうに考えてございます。そのほかに、講師謝金それから式典関係の諸費用ということで、それぞれ計上してございます。需用費関係が55万円、旅費関係が25万円、それから式典の運営関係につきましては130万円の計上でございます。

それから、1節の使用料関係でございます。こちらは、式典関係の設備等々の借り上げということでございまして。その中で、1節の委託料でございますが、こちらは運営の関係、音響、司会それらを委託したいということで130万円ほどの予算を計上しているということでございまして。

この中には、式典関係の看板、照明それから花火等々、さまざまなものを総括してお願いしたいということがございます。

この式典の経費につきましては、現在、総務省の方と協議をしてございますが、合併補助金の対象事業ということでもございますので、美郷町にふさわしい記念式典にしたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○建設課長（照井一夫君） 8ページでございますが、法定外公共物の業務推進委託ということでございます。今現在、12月までの申請がございまして、はっきりした数字はまだ出てございません。今、県の方に申請中ございまして、はっきりした数字は出てございません。

○議長（後松一成君） いいですか。

10番、吉野久君。

○10番（吉野久君） 2点について質問いたします。

まず初めに、4款2項1目清掃費です。73ページですけれども、この最終処分場の業務委託ですけれども、ここは多分、旧仙南村の百目木の処分場についての業務委託だと思いますけれども、これは廃止を前提とした業務委託なのか。もし廃止だとすれば、どういう工法を使って、その費用は、概算で結構ですけれども、どれぐらいかかるのか。まず、それをお聞きいたします。

○議長（後松一成君） 答弁、担当課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

ただいまご質問のありました13節の委託料でございますけれども、こちらのガス、それから地形測量の関係につきましては、旧千畑分の最終処分場の廃止に向けた整備の関係の委託になってございます。ガスの調査につきましては、完了届を出した後も廃止の段階までに至る前に調査を実施しなければならないようになってございます。これらを踏まえて、今月の下旬でございますけれども、保健所の担当の方と一緒に本庁の方に伺いまして本科の相談を受けてまいりたいと。これらを踏まえまして、一応廃止の申請を行いたいということの委託料でございます。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） 千畑の処理場ということでしたけれども、千畑の処理場に関しては法改正前の廃止で、本来ならばそのまま廃止という形態でも済むところです。それで、美郷町には、この最終処理場が3カ所あると把握しております。今、休止状態の六郷の明田地の最終処理場、それから仙南の百目木の処理場、また法律の改正前の廃止になっている千畑の処理場です。将来的に、その最終処理場を廃止するような形態になりますと、シート工法といいますか、非常にお

金のかかるような形で廃止しなければいけないということを伺っております。

それで、美郷町として、美郷町という名前を冠している町として、この最終処分場の最終処理と申しますか、非常に変な、自分でもちょっとあれですけども、最終処分場の最終処理に関しては非常に、やはり町としてどうするのか考えなければいけない問題ではないかなと思えます。3カ所ともに、旧千畑のところは法律上はやらなくてもいいんですけども、3カ所ともにそれを最終的に処分する、処理するような形になりますと、非常に財源はかかることですが、美郷町という名前を冠した町としては、私はそれをやっていかなければいけないと考えておるんですけども、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

さきに説明した分につきましては、旧千畑の最終処分場につきまして述べさせていただきました。議員ご指摘のとおり、平成10年に廃掃法の改正がございまして、千畑部分につきましては、そのちょっと前に一応埋め立ての完了の届けを県の方に提出しておったわけです。そういう関係で、法改正以前のぎりぎりの時点でございましたので、その当時、県の方からの指導もございまして、いろいろ調査、廃止に向けての調査等の指導を受けまして、ずっと調査委託してやっておったわけですが、最近、非常にまた法が厳しくなっております。そういう関係で、その状況をずっと調査して完全に影響のないようなことが結果的に出た段階で判断していただけるということで、千畑の部分についてはそういうこととございますけれども、仙南地区の百目木の最終処分場につきましては、旧仙南村の方で基金を積み立てて廃止の手続を踏むまでの経費7,000万円ですか、一応積んでいるように私は確認しております。それに向かって、今年度予算の関係は環境衛生の方に計上されてございますけれども、完了に伴ういろいろな調査等がございます。その委託料で一応150万円の計上がされております。これは、年度末までの工期で委託してございますけれども、これらの委託料の内容を平成17年度からいろいろ業務を開始して、20年ごろには経過を見ながら廃止に向けた申請ができるものではないかというふうに考えてございます。それから、六郷地区の最終処分場につきましては、ただいま申し上げましたとおり、結局、最終処分場の廃止の手続はとっていかなければならないことになってございますけれども、かなりの経費がかかると、七、八千万でおさまればいいんですけども、かなりの額の費用がかかるということで、まず、私個人的な考えで申しわけないんですけども、千畑それから旧仙南、そして六郷と、段階的に踏んでいかなければ、かなりの財政の圧迫があるのではないかなというふうに考えてございます。そういうことで、県の方にも一応そういうふうな方向でお話はしてございま

す。以上です。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） わかりました。

町長、この問題は非常に大切な問題だと考えますので、今の答弁のように時間を段階を踏んでも後に禍根を残さないような、そういう形にしてもらいたいと思います。特に、最終処分場は低温でごみを焼却しておりますので、残留のダイオキシン等々の問題が必ず出てくる問題だと思いますので、そこら辺は配慮していただくようお願いいたします。

もう1点お伺いいたしますけれども、10款2項1目の小学校の管理費ですが、金沢小学校の今3年生の障害を持つ児童が4年になるということで3階に移動すると、そのために昇降機をつけるというお話でしたけれども、まず、皆さん考えてみてください。今2階にいる児童、多分これも昇降機で2階に上がっていると思います。その児童が、一たん2階の昇降機をおりて、また3階に昇降機を使って上っていくわけです。これは、すごいその障害を持つ児童に負担がかかると思います。また、危険も当然に増すことではないかなと考えます。それで、これは発想の転換が必要ではないかなと思うんです。4年、5年、6年は必ず3階に上がらなくてもいいはずですし、2階に1年、2年、4年という形で4年生が2階に残ってもいいはずなんですけれども、そこら辺はどうお考えになりますか。

○議長（後松一成君） 答弁、学務課長。

○学務課長（飛澤明則君） お答えさせていただきます。

確かに、議員さんおっしゃるように、学校の地形上からも2階、3階が普通教室というような形になってございます。したがって、確かに発想の転換をとということもあるかと思っておりますけれども、現在のところでは、これまで低学年の1、2、3年生の子供たちは4年生になれば3階の教室に入れるというような意識が非常に強く持っておるようでございますし、それから4年生になれば4、5、6年生との学年集会等も開催されるということが子供たちにとっては一つの大きな楽しみにもなっておるというようなことでございますし、それから資金関係ですが、安全面についても確かに1階から2階まで、現在、階段昇降機ですか、それで行ってございますが、その作動時には先生が1名ついて上まで一緒につき添うといえればいいか、そういう形をとっておるということから、学校側と子供たちの希望というようなことを踏まえまして、3階までにも一つ設置したいという判断をしたところでございます。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） 1日何回その昇降機を使うことになるんでしょうか。朝登校して、下校

時、2回だけのはずではないはず。1日何回もその昇降機を使わなければいけない、そういう状態になると思うんです。その児童にとって一番いいやり方と申しますか、負担がかからないようにするにはどうすればいいのか。それを児童全員で話し合ったり、またPTAも含めて話し合う、それが教育だと私は考えます。バリアフリーという言葉がありますが、そのバリアというのは実際の障害もありますけれども、心の問題も私はバリアになることではないかなと考えております。その子のことを思うんだったら話し合うと、そういう姿勢が必要であって、お金をかければいいのかという問題ではないと思います。その子のために3階に上がれないというような、そういうような気持ちを持つようなことで、そういう形が大人になって日本は、何というか、障害に対する偏見を持つ大人が多いというような、そういう形にもなっているような気がいたします。今、このときにそれをみんなで話し合う、そういうことも私は必要なような気がいたしますけれども、どうお考えですか。

○議長（後松一成君） 答弁、高橋教育長。

○教育長（高橋福雄君） お答えになるかどうかわかりませんが、私の思っていることをお話し申し上げたいと思います。

今、議員ご指摘のとおり、そのことを学校の子供たち、あるいはそのことをテーマに、どうすればその子のために一番いいのかということで話し合う必要があるのではないかと申しておりますが、そのことを余り大きく取り上げると申すこと自体が、その子に対する今度はプレッシャーというか、ストレスになりかねないところもありまして、非常に気持ちの配慮の面で取り扱いが難しいところでもあります。もちろん、町費を投資することでもありますので、一般原則的には、やはり費用対効果というか、広く、薄く、みんなにというのが原則であります。一方では、行政ではバリアフリーということに、だれでも、いつでも、みんなと一緒にということもまた行政でやらなければいけないテーマでもあります。非常に、どこまでがよくて、どこまではだめだというラインはないわけでありまして、総合的に判断して、今回そのようにしたいということに決めたところでございますので、ご理解いただければ大変ありがたいというふうに思います。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） 私は、この問題は普通に考えれば済むことではないかなと思います。そのまま2階に4年生が、その学年がとどまれば一番いい話ではないかなと、それは個人的に考えることですが、この予算に私反対するわけではございませんけれども、町長、この予算の執行に関しては十分な話し合いの上に、検討した上に執行してもらいたいと考えております。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） ノーマライゼーションという言葉の意味が、何がノーマライゼーションかというのは、やっぱり見方によって変わるだろうと思います。それは、吉野議員がおっしゃったとおり児童のどの立場で考えるかということが非常に大きいこととしますので、これまでの説明であったとおり学校並びに児童からの要望だということ踏まえたと、今回こういう形で提案させてもらいましたが、なお一層、吉野議員のご質問の意味も深くとらえまして、学校とは協議してまいりたいと思います。

○議長（後松一成君） いいですか、10番。納得できましたか。

7番、谷屋誠市君。

○7番（谷屋誠市君） 78ページの6款1項3目19節、農業夢プラン応援事業費補助のところ質問いたします。

先日の説明では、町の補助割合が12分の2、県と合わせて2分の1というふうに説明いただきましたけれども、旧3町村では、例えば六郷では3分の1、仙南では6分の1というふうに聞いておりますけれども、これはなぜ6分の1という割合に決まったのかというのが一つと、この6分の1の補助となる品目とありますが、これはどういう範囲が6分の1の補助になるのか。これは、昨年六郷で菌床シイタケの補助をお願いしたときに、当時六郷では重点作目は3分の1の補助でしたけれども、菌床シイタケは重点作目ではないということで6分の1の補助ということで農家の方でちょっと戸惑った経緯がありますので、この点、どの範囲までが6分の1の補助となるかということをお尋ねいたします。それと、来年度からも、この6分の1のままでいくのか、この3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（後松一成君） 農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

16年度の補助割合ですが、旧千畑町が10%、六郷が12分の4、仙南が12分の2となっております。それで、3町の事務すり合わせの時点で、各町村がばらばらなので合併した後どうするかということで協議した結果、県で12分の4、合併した暁には12分の2、半分ということで話し合いがなされております。それに基づいて出された数字でございます。16年度、今、前倒しで導入する部分がありますが、この部分から12分の2の補助で事業を進めていくということになります。当然17年度もこの割合でいくことになります。

○議長（後松一成君） 7番。

○7番（谷屋誠市君） 二つ目の対象品目は、重点作物についての質問の答えをお願いいたします。

○農政課長（深澤 廣君） すみません。大変失礼しました。

今後は、作物、そういうものにかかわらず、すべて1分の2ということになります。

○議長（後松一成君） いいですか。

14番、武藤威君。

○14番（武藤 威君） 初日の議案説明の中で、款項目が旧3町村がばらばらだったようで、あっち行ったり、こっち行ったり、にぎやかな説明でございましたけれども、3月議会ころになれば調整して何とかなると思いますけれども、まず最初に4ページの10款、11款、関連ございますけれども、32ページの幼稚園の授業料が使用料ということで、これは地方自治法の225条による公の施設を使用した場合に使用料として徴収できるということになるようで、それが根拠のようでございますけれども、ただ、保育所の保育料含む社会福祉施設入所の費用などは負担金という形になった、かつてはなっておりましたけれども、今度、幼保一体化ということで、そういう意味で、本当に単純な、幼稚な質問ですけれども、あえて10款の分担金及び負担金、また11款の使用料と手数料の意味と根拠、本当に幼稚なことで申しわけございませんけれども、確認の意味でお聞きしたいと思います。

それと、41ページの3項1目の奨学金の貸し付けでございますけれども、就学困難により229人と説明を受けましたけれども、小学校、中学校、高校、大学とあると思いますけれども、その内訳も聞いておきたいと思います。

それから、51ページの9節旅費でございますけれども、これは関西ふるさと会に使われるものだと説明を受けましたけれども、各旧町村でも行われてきたように聞いております。この後、美郷町として対応していくのか、これまでどおり旧町村単位でやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、55ページでございますけれども、納税組合でございますけれども、今この納税組合があっちこっちで騒がれておりますし、実際、うちの方でもトラブル、プライバシー関係で問題になっておるわけでございまして、また納税に対しても、金のある人はいかに払えば報奨、安くなると、金のない人は部分的に払えば、その金持ちの方より難儀して払わなければいけないという形でバランスがちょっとおかしいと、これを見直しを含め考えていくべきではないかと、その辺をお聞きしたいと思います。

最後でございますけれども、80ページでございます。ことしの2月1日、農林水産省では効率的な農業の推進と自然環境豊かな農村空間の形成を両立するという提言がされたのに続いて、11月1日から家畜排せつ物法が完全に施行、いわゆる野積みそれから素堀りの禁止ということが施行されました。私、雪の降る前に自転車、バイクであちこち歩いてみましたけれども、山にはバ

イクで行きましたけれども、平地で家畜を扱っている方々は、それなりに設備をしている方もおりますし、その堆肥を処理しながらビニールシート、側溝を掘ったりして苦労してやっておるようでした。しかしながら、まだまだ、今、水環境も騒がれておりますけれども、山の方に行けばすごいものです。雪降ってくれば見えなくなりますけれども、これぐらいの雪では、汚い話ですけれども、あちこちしみて水が出ておると思います。それぐらいひどいものでございます。ただ、これが、今、家畜を扱っている方々は、それでなくても今、飼料とかそういうもので難儀してやりくりしておるわけで、急に法律が変わったということで堆肥バンをつくり、側溝をつくり、屋根をかけと大変なようでございます。やはり、自治体として、それを黙って見てはおれないのではないかとと思われるわけで、例えば金を出せというより、例えば無利子で何とかとか、いろいろな手だて方法があると思います。その辺をお聞きしたいと。

それからまた、これに関してですけれども、予算に置かれておりますけれども、今そういう面におきまして緊急事業としてやっておりますけれども、大体それはいつごろから使うことができるのかと、また現在のその農家に対して何割ぐらい、できれば使っていけるのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（後松一成君） 最初に、幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 幼稚園と保育園の関係でございますけれども、初めは保育園のことについてお話をしたいと思います。

保育園の場合は、運営費ということでみんながお金を出し合って保育園を運営するというシステムになっております。したがって、県でもお金を出しし国でも出すと。そして、町も出すし保護者も出すと。そういう出し合ったお金で保育園の場合は運営するというようなことから負担金になってございます。

幼稚園の場合は、また保育園とは違いまして、運営ではありませんので、あくまでも公の施設ということで、それを利用すると、使用するというようなことから、このような予算措置に違いが出ているものと理解しております。

○議長（後松一成君） 次に、奨学金の問題について学務課長。

○学務課長（飛澤明則君） 大変申しわけありませんけれども、ただいま資料をここ持ってきておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○議長（後松一成君） 次に、ふるさと関係の件について企画課長。

○企画課長（山内英世君） 今回の補正につきましては、関西のふるさと会の旅費それから負担金でございますが、ただ、これから美郷町としての考え方としてはどうかというような意見ござ

いますけれども、やはり地域は地域というような感覚でいかなければならないものと考えております。というのは、これからの人であれば美郷町の人たちというような形になるかと思えますけれども、やはり今現在、関東、関西の方にいる方々はそれぞれの旧町村の形でやってきておるものと思われるので、名前の方も、例えば美郷町千畑会とか、六郷会というような形になるかと思えますが、そういう形でのつき合いになるかと思えます。ただ、関西の場合は、余り人数もおらないということで、県人会を通じまして、昨年度からそれぞれ交流をし始めておるようでございますので、関西は多分一つになるかと思えますので、これからは、やはりそういう形のつき合いをしていかなければならないものと思っております。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの企画課長の説明に補足して説明いたしますが、当面はその形で進めたいと思えます。しかし、既にふるさと会の会長さんたちの交流もあるやに伺っておりますので、ふるさと会の会長さん方あるいは役員さん方が、これから美郷町として一本化したいというふうな話があれば、町としてもそちらの方向に臨んでまいりたいと思えますので、そういうふうな形でご理解いただきたいと思えます。

○議長（後松一成君） 次に、税務課長。

○税務課長（深澤章一君） 納税組合に関連いたしまして納付の見直しということでございますけれども、納付の方法といたしましては、納税貯蓄組合を通じて納付することも一つの方法でありますし、また、個人が直接納付するあるいは口座振替制度を利用するというような納付の方法がございまして、これは個人で選択すれば足るものではないかなと、このように存じ上げます。以上です。

○議長（後松一成君） 次に、堆肥の問題、農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） 堆肥の問題についてお答えいたします。

ご承知のとおり、先月1日から家畜の排せつ物の管理に関する法律が5年間の猶予を経て施行されております。簡単に申しますと、どういうことが義務づけられたかといいますと、まず家畜の排せつ物は野積みはだめ、それから素掘りもだめ、どうやって管理するかといいますと、底にコンクリートで固めるとか防水シートを敷くとか、上には屋根をかけるとか防水シートで覆うとか、そういうことが義務づけられております。この猶予期間内に、町そして県の職員とともに町内の、特に千畑町でしたが、町内の畜産農家の方々に法の趣旨を説明して、それからその対策についていろいろ協議してきたところです。その結果、11月1日の施行日に合わせて、何人かの農家は少し遅れましたが、現在、堆肥舎を建築している方もおりますが、近々できると解釈して、

おおむねまず規則をクリアできるのではないかと解釈しております。

ただ、一つ、さっきご指摘ありましたように、堆肥が野積みのままされている場所があります。二、三の農家ですが、これに対してですが、これまでに11月1日の施行を目指して、その処理方について農家といろいろ話をしてきました。農家の方でも絶対やらないということではございませんので、法の趣旨を理解して、堆肥を利用する農家に供給したり、また専門業者に搬出したり、それなりに対応をとってきましたが、いかにせん量が多いためにどうしても間に合わなかったというのが現状です。そのために、防水シートで覆うとか、それから汚水が流れ込まないように策を講じるとか、いろいろやってもらっているところです。そのような現状です。これからも定期的に、つけかえ程度ですが、巡回に回って監視しながら、その該当農家に出向いていろいろ対策を話し合っているところです。

それから、二つ目の畜産農家に対する補助とかで何とか対策を打てないかというご質問だったと思いますが、現在、制度として設けているのは国と町が事業費の4分の1補助で堆肥併舎とか管理施設をつくる時に補助をしております。上限は80万円です。これまでに申し込んだ方は2人でした。1人は既に施設が完成して使っておりますし、もう1人の方は現在施設を建築中というようになっております。以上です。

○議長（後松一成君） 14番。

○14番（武藤 威君） 一つは納税についてですけれども、課長、最後に言いましたけれども、納税は個人対応だと、これは全くそのとおりだと思います。ただ、私が言いたいのは、この納税組合自体が、その個人で対応したいという方をのけもの扱いとでもいいですか村八分とでもいいですか、悪い言葉で言えば、そういう形で自分たちは、わずかなお金ですけれども、もらった金で旅行に行くとか、そういう事態が生まれてきているのが実態でございます。今すぐ何とかかんとかというわけではございませんけれども、やはりこれは考えていかなければいけない問題ではないかと思えます。

ところで、一番最初に聞いた、本当に幼稚な問題ですけれども、分担金及び負担金と使用料及び手数料、確認の意味で聞きたいと思えます。意味と根拠です。小学校みたいな質問で申しわけないです。

○議長（後松一成君） 税務課長の答弁は必要ですか。（「税は要りませんので、最後の意味と根拠」の声あり）幼児教育課長。（「総務、分担金及び負担金の意味と根拠、それから使用料及び手数料の意味と根拠をお願いします。軽くでいいです」の声あり）総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） それでは、お答えいたしたいと思えます。簡単にお答えしたいと思

ます。

分担金、負担金は、それぞれ個人にかかわる分担を、それから個人にかかわる負担を負担するということだと思います。それから、使用料、手数料につきましては、それぞれ条例、規則等がございます。その使用料、手数料、条例で定められたものを使用料で、また定められたものを手数料としていただくということになってございます。

○議長（後松一成君） 34番、熊谷隆一君。

○34番（熊谷隆一君） 78ページの19節の中にあります農業夢プラン応援事業費補助についてお伺いをいたします。

先般の説明では、千畑スカイマックスという組織だったと思いますけれども、無人ヘリの導入に対する事業ということでございました。これは、我々もサービスを受けておるわけですが、更新なのか新規なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、オペレーターの予算も下の方にあるわけですが、もし新規だとすれば、現在のオペレータープラスこの予算の範囲内で間に合うのかということと、やはり安心安全の観点から無人ヘリ防除というものが主流になっておりますし、これからもそれに頼らざるを得ないということは認めるところでございます。ただ、やはりこういう公的補助を受けるとすれば、サービスの向上なり情報の公開なりも指導すべきではないかなという点もあります。

それから、各旧町村単位で無人ヘリが導入されているやに聞いておりますけれども、今後は一つの町として散布エリア等の調整等も図っていきながら、過剰投資を防ぎながら的確な防除に努めるべきではないかなというふうに思いまして、その辺の指導をする考えがあるのかというようなことについてお伺いをいたします。

○議長（後松一成君） 農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

まず一つ目の新規かどうかということですが、これは新規です。更新の場合は許可にならないことになっております。

それから、予算書に計上されているオペレーターの補助ですが、この50万円については、旧仙南村で予算措置したものでございます。それで、オペの資格を取るには多額の経費がかかりますので、1人当たり40万円ほどかかるそうですので、その4分の1補助10万円の5人分ということで計上してございます。

それから、無人ヘリのそれぞれの旧町村に組織がございますが、その統合とかそういう意味合いの質問だったと思いますが、考え方としては、町も合併したことだし、その全体の中で計画し

ていければいいこととは思いますが。ただ、農家の皆さんがどれほどこの無人ヘリの組合に消毒とかそういうことを委託するのか、そこら辺をまず検討しなければならないと思います。仙南地区の場合は、圃場整備がおおむね済んでいるように聞いておりますので、計画的な防除計画ができると聞いております。ただ、千畑の場合は、今、圃場整備が行われている段階です。また、これから本道地区も行われることになりますので、組織の統合は、それらの圃場整備が終わってから全体的な計画の中でやっていくべきではないかと、このように思います。ただ、無人ヘリの組合の方へも話しかけてみますが、そちらの意見も尊重していきたいと思っております。以上です。

○議長（後松一成君） 34番。

○34番（熊谷隆一君） 組織の統合については、私はそれぞれの導入経緯やら地域の経緯の状況等があって、いきなりその話は無理だとは思いますが。ただ、新規だとすれば、多分5機になるはずで、スカイマックス。それは、やはりかなりの散布ができることになりますので、そういった意味で、散布エリアの調整等は図って、美郷町内で間に合う機数で、しかも適期に確実な防除をするように指導した方がよいのではないかとこのことをございます。

○議長（後松一成君） 農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） ご指摘の趣旨は十分尊重して、これから扱っていきたいと思えます。

○議長（後松一成君） ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（後松一成君） それでは、休憩を解きまして本会議再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（後松一成君） 先ほど14番の武藤威君から質問ありました奨学資金を貸し付けている人数ですか、大学、高校、専門学校、その他、わかったようでございますから、答弁を求めます。

○学務課長（飛澤明則君） お答えいたします。

大学生が、千畑地区が95名、六郷地区が44名、仙南地区が69名。それから専門学校が、仙南地区6名。それから高校生が、千畑地区が5名、六郷地区が4名。したがって、千畑地区が全部で

10名、六郷地区が53名、仙南地区が75名となっております。

○議長（後松一成君） いいですか。（「計算が合わない」の声あり）計算合わない。

○学務課長（飛澤明則君） すみませんです。六郷地区の大学生が49名でございます。大変失礼いたしました。

○議長（後松一成君） それでは、質疑を続行いたします。ほかに。

5番、村田薫君。

○5番（村田 薫君） 各款ごとに委託料の予算のが今回計上されてきておりますが、代表して総務課長にお伺いいたします。この委託料は、すべて複数の業者により入札の結果、委託されているのでしょうか、随意的なものでしょうか。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） お答え申し上げます。

全部入札ということになってございます。

○議長（後松一成君） 5番。

○5番（村田 薫君） 町長にお伺いします。

現在、委託契約をしているということで、業者の方が特別な点検や調査がなくても業者から月額二、三万円の支払いが生じているケースが結構ございます。そのほかに修繕とか器具の交換が発生すると、その分は別途に請求が来るということで、かなり契約内容があやふやではないかと思われま。今後、委託契約内容の見直しや新規業者への窓口の開放などについて、町長のお考えもお伺いします。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 委託の内容によっては、長期にわたって保守管理するというふうな委託もあれば、特定の事業について特定の業務について委託するというふうな委託内容によって種類並びに質に違いがあると思いますので、今、村田議員がおっしゃったのは保守管理についての多分ご質問だろうというふうに思います。保守管理については、通常使える状態で保守をお願いするわけでありまして、それが年に何回あれば当該案件が年間通じてきちんと使えるのかというふうな機械あるいはその内容によっても違いがあると思います。その対価としての委託料が一括ということもあるでしょうし、また月払いということもあるでしょうし、これまた内容によって違いが出てくるだろうというふうに思いますので、一つ一つのケースによって内容の違いが出てくる、また違うということをご理解いただきたいと思います。また、新規の業者参入ということについては、機械あるいはその案件が特殊性があるものかどうかということも大きく関与してまい

りますので、いずれ公平性に配慮した委託ということについては留意してまいりたいと思います。
以上です。

○議長（後松一成君） 5番。

○5番（村田 薫君） 続いて3件ほどお伺いいたします。

ページ71の4款ですが、1節関連で今、大変大きな社会問題になっております女性に広く使用されていた止血剤によりC型肝炎患者がかなり急増しております、肝硬変や肝臓がんに移行するというかなり厄介な病気でございます。この検査への助成や適切な指導対策をお考えでありますでしょうかということと、ページ82 6款でございます。28節の農業集落排水特別会計の繰出金ですが、一般会計から特別会計への繰り出しは特会の設置意義上からもちよっと考えざるを得ないと思うわけですが、これはどのようなケースの場合この繰り出しというのが行われるのでしょうかということをお伺いいたします。

あと、最後にページ86 7款の1節で、看板の件ですが、観光用の看板と一緒に国道13号線や県道角六線には旧町村名の看板や案内などがかなりまだ目立っております。国道や県道を管理する部門との交換の話し合いの進行ぐあいとか進捗状況についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） 最初に、福祉保健課長。

○福祉保健課長（樋場雄一君） すみませんが、福祉保健関係でございますが、もう一度7ページについてお願いします。

○5番（村田 薫君） ページ71の13節の委託料で、予防接種費、ずっと入ってきておりますけれども、この中で関連するものでございます。今かなり大きな社会問題になっております女性に広く使用されておりました妊婦出産時の止血剤として使われた薬の薬害によりましてC型肝炎患者が、この地域にもかなり急増している状況でございます。この病気は放っておきますと肝硬変や肝臓がんに移行する非常に厄介な病気でございます、検査への助成並びに適切な指導対策をお考えでしょうかということをお伺いしました。

○福祉保健課長（樋場雄一君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、県の方で、そういう妊婦の出産時の大量出血によって受けた人たちが、もし自分に関係あったら大曲の保健所まで連絡してくださいということで、そういうことに対して町として広報等で、早速広報したいと思っております。あくまでも国県の問題なので、広報等でしていきたいと思っておりますのでご了解願います。

○議長（後松一成君） 次に、建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 繰出金の内容ということでございますが、総事業費がございます、事業が発生しますと、その総事業費から補助金を差し引き、その残金が、起債を借りますと、こういうことになってございます。その中の70%が、いわゆる償還金が交付税の参入ということになってございます。

○議長（後松一成君） 繰出金など。繰出金。

○建設課長（照井一夫君） 繰出金です。償還金が発生します。その発生しました70%が交付税の参入になると、こういうことでございます。したがって、交付税の参入があるということですので、一般会計の方から繰り出しをお願いすると、こういうことでございます。

○議長（後松一成君） 次に、看板のこと、観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 看板の件についてお答えしたいと思います。

今、国道13号線等に大型看板、いわゆる太田町との共同で旧千畑町が設置しているものことをお尋ねのことと思いますが、今、太田町も大仙市の方の関係で協議中でございます。それで、看板の名前の美郷町へ切り変えるということについて協議しておりますが、非常に金額がかかるということと大仙市の動向によりまして、今後協議の上、確定した段階でそれを早急に直すということで話し合っていますのでご理解願いたいと思います。

○議長（後松一成君） ほかにございませんか。

22番、齊藤新一郎君。

○22番（齊藤新一郎君） 83ページ、1節の委託料でございます。これは、松くい虫ということでございますけれども、どういうところの場所の松、それからどういう方に委託をしておるのか。それから、もう一つです。86ページ、15節の造園工事でございますが、これはどういう場所のどういう内容の工事が、どういう方に工事をさせておるのか、その説明をお願いします。

○議長（後松一成君） 農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） お答え申し上げます。

松くい虫防除委託料の件ですが、まず場所ですが、旧千畑町の千屋小学校前の松並木、それから旧仙南村の雁の里公園の周辺となっております。作業の種類は、樹幹注入が主となっております。それから燻蒸処理、そのようなものが主となっております。発注した業者名でございますが、手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思っております。

旧仙南村地区については発注済みと聞いております。ただ、旧千畑町については冬期間の作業になりますので、これからの発注になります。

それから、造園工事でございますけれども、これは六郷地区の寺町通りポケットパーク事業の

町並み環境事業でございまして、発注はまだしておりません。

○議長（後松一成君） おわかりですか。

38番、戸沢藤一君。

○38番（戸沢藤一君） 2点ほど質問いたします。

73ページ、19節の生ごみ処理容器設置補助金でございます。私どもにすればといいますか、千畑地区にすれば初めて目にする予算項目でございます。具体的な内容をお知らせいただきたいと思えます。

また、先ほど休憩前に34番の熊谷議員も農業振興費の夢プランについてのご質問があったわけで、これと関連するわけでございます。千畑で行っておりますスカイマックスでは、当初導入時からいたしますと、昨年ではもう200%を超える稼働率だと伺っております。このことから、2機の増機をお願いしたことで、この予算については賛成でございます。しかし、これに関連してでございます。現在、仙南地区では行政に共済組合を中心とした防除協議会があるそうですが、六郷、千畑には現在ございません。農家の高齢化や環境に優しいあるいは負担をかけないというようなことから、今後ますます共同防除、とりわけ無人ヘリ防除への期待が高まってくると思えます。無人ヘリの効率的な稼働と適期防除の観点から、旧町村の枠を越えた美郷町全体をカバーする協議会というものを早期に設置する必要があると思えますが、いかがお考えか伺います。以上です。

○議長（後松一成君） 最初に、住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

今、詳しい資料を手元に持ってきてございませんけれども、お答えに沿えるかどうかちょっと疑問なところもありますけれども、ここの生ごみ処理容器設置費補助でございますけれども、実施されている地区につきましては、六郷地区それから仙南地区ということで、今年度に限って旧町村の補助要綱を適用して補助をすると、生ごみ処理機というふうになってございます。千畑地区については実施されてございません。その補助の額につきましては、ちょっと今手元がないんですけれども、今後については、17年度からは美郷町として統一したものとしていきたいと、そういうふうを考えてございます。

○議長（後松一成君） 農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

無人ヘリの防除組合の統合というご質問でしたが、現状を考えますと、防除組合、組合なりに事情があって、事情といいますか計画に基づいて、それなりの事情で運営していることは説明す

るまでもないと思います。仙南地区の例を見ますと、ほぼ全域を網羅して、六郷の一部にも防除していると聞いております。組織の統合ということになりますが、果たして行政で町が統合したから統合したらどうかということが言えるかどうか。先ほど熊谷議員の質問にもお答えしましたが、各組合の事情、意向等をまず把握しなければいけないと思っております。その上で統合すべきかどうか検討していきたいと思っております。

○議長（後松一成君） 38番。

○38番（戸沢藤一君） もう一度質問いたしますけれども、現在ある防除組織を全部一緒くたにするということの前に、私は千畑にある、六郷にある、仙南にある三つを、もう一つ上の美郷町、例えば無人ヘリ防除協議会というようなものを立ち上げられないかということでございます。これには当然、従来ですと農業指導センター的なものがあって、いろいろやってきたわけです。そういう中で、行政が主導というような形で協議会をつくれぬかということでございます。ぜひ、実現に向けて努力していただきたいと思っております。町長の答弁をお願いします。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 方向性として、作業を効率化させて過剰投資しない中で経営費を圧縮し所得を上げるという方向は、これは間違いなくその方向にありますので、無人ヘリの体制についても、そういった農家のニーズがあることを前提に、そして無人ヘリの散布に合う土地改良の状況を前提に、その方向に進めていくことが必要と思っております。ただ、今、農政課長が申しましたとおり、各組織にはこれまでの経緯があって、そして組織ごとの経営に対する方針もありますので、まずは行政の方がその各団体の意向を確認したい。その上で、できればそういった全町をカバーする、まずは話し合いができるような体制の協議会の設置に向けて考えてまいりたいと思っております。なお、全町的に今ある無人ヘリの組織ですべてカバーするという意味の協議会は、まだ時期尚早であろうというふうに思っております。

○議長（後松一成君） 30番、高橋久男君。

○30番（高橋久男君） 49ページの財産管理費、職員の時間外勤務手当に関連してお伺いいたします。

3町村の3月の当初予算では、旧六郷町では臨時筆耕、あるいはまた旧千畑町ではいわゆる臨時パートという名称は違いますけれども、そういう種のもので計上されております。今回の予算の項目の中では、それらの項目を削除いたしまして職員の時間外手当という名称になっております。これは、私は率直に申し上げまして、合併の効果だというふうに認識しておるわけでありまして、もし、その場で数字がありましたら、当初予算といわゆる職員の時間外勤務手当で

賄う差額はどれぐらいのものなのかということ、もしわかればお知らせいただきたいと思いません。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） お答えしたいと思いますが、時間外についてはちょっと集計はしてございませんので、賃金についてのみ申し上げたいと思います。

16年度では、一応当初予算で13人の臨時者が、庁舎内でございますけれども、臨時者がございます。その分を計算しますと、約年間で2,000万円という数字になります。11月から3月までについては、今、採用してございませんので、5カ月分になるとは思いますけれども、大体850万円ぐらいが浮いておるということになってございます。その程度でよろしいでしょうか。

○議長（後松一成君） 30番。

○30番（高橋久男君） 大体、私の計算と似ております。大体1,500万円ほどの、この合併と同時に即いわゆる経費の削減ということになろうかと思いません。

関連してお尋ねいたしますけれども、平成15年度、いわゆる年度末で職員の方々に自然退職あるいは干渉退職があるのかわかりませんが、その他の退職者を含めた現在の段階での予測数、もしおわかりでしたらお知らせください。

○議長（後松一成君） 15年度末。

○30番（高橋久男君） 16年度末です。すみません。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） 一応退職者については各地区ごとにはありますが、ただ、仙南、六郷については2名ずつの退職者になります。千畑は、今回既に退職された方がございまして、現在では退職するという方はございません。したがって、4名が退職をするという形でございます。これは、あくまでも自然退職ということになります。

○議長（後松一成君） 30番。

○30番（高橋久男君） そうということだと思いますけれども、私の申し上げたいのは、新町計画でも当然合併の大義は経費の削減ということでございます。したがって、現在の職員数も10年計画で200人強にしたいという構想でございます。それはそれなりの理解はできますけれども、今年度、16年度についても新規の職員の採用はいたしておりません。現在、自然退職を見た職員の退職者、あるいは職員の臨時筆耕あるいは臨時職員を削除して、そして果たして、いわゆる住民のサービスあるいは行政サービスと経費の削減ということの整合性と申しますか、その関連は問題はないものでしょうか。これについてお尋ねいたしたいと思いません。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） お答えしたいと思います。

整合性というのはどういう意味なのかちょっとわかりませんが、自然退職それから合併でというよりも16年度では職員を採用しておらないということは、先ほどおっしゃられたとおりでございますが、それはそのとおりに我々は理解して、別に支障がないと思っております。それでよろしいでしょうか。

○議長（後松一成君） 30番。

○30番（高橋久男君） ちょっと舌足らずで失礼いたしました。私の申し上げているのは、自然退職が現在4人おりますということなんです。それから、新規の職員も採用しないと、臨時職員も雇わないというようなことで、経費の削減にはなりますけれども、果たして住民サービスの低下になりませんかということをごきちんとしたお言葉でお聞きしたいと、こういう趣旨でございます。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） それについては、今の現状の職員体制で頑張っていくということで、それから17年度以降につきましては、今のところ採用者を予定するというようにしてございます。それも退職者が、合併協議会の中で話されておるのは、17年度以降は退職者の半数を予定したいというような考え方もあるようでございます。いずれ、これはこの後の問題になろうかと思っておりますが、今現状では支障のないようにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） 住民サービスに支障を来さないように、そのために職員の資質向上を図って、職員研修等を重ねてまいる所存ですので、職員減がイコール住民のサービス低下にならないように努めてまいります。また、新規採用につきましては、その時々業務の推進状況を把握しながら、来年度どの程度の人数を採用した方が業務推進に望ましいのかというふうな形で判断したいと思いますので、退職人数の半数という形ではなくて、業務を推進している中で、業務推進状況を見ながら、何人の採用が望ましいのかで判断したいと思いますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（後松一成君） ほかに。

24番、泉美和子君。

○24番（泉美和子君） 55ページ、9目の諸費ですけれども、19節負担金補助金及び交付金のこれですけれども、額としてはわずかですが、これがどういうもので、これを出す根拠はどこに

あるのかお伺いたします。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

今、議員ご指摘になりました19節の負担金補助及び交付金についてでございます。説明には自衛隊入隊予定者激励会負担金となっております。こちらにつきましては、毎年度、自衛隊入隊の募集、自衛隊の募集を自治体の方で委託を受けておるところでございます。これらの募集事務、地方公共団体委託費事務処理要綱にありますけれども、その中で委託費の使用についてうたわれてございます。募集等に要する費用として委託費を交付されてございますけれども、その中に募集事務に伴う費用について充当ということであつたおられるようでございます。中身につきましては、自衛隊入隊の予定者、年度末に説明会があるようでございます。その予定者の説明会に出席する際のお昼の弁当代に充てていると、そういうふうに承知してございます。

○議長（後松一成君） いいですか。24番。

○24番（泉 美和子君） 六郷では出てこなかったものですから、初めてのことでしたので、ちょっと考えてみると、自衛隊、こういう予定者にだけ、何といいますか、こういうところにだけ出すというのはどうかというふうに思ったものです。例えば、自衛隊でなくても、国家公務員の新規の採用の方とか、例えば一般の民間企業とか、そういういろいろな新規採用の人たちがいるわけですし、なぜこういうところに出さなければいけないのかなと疑問に思ったものですから、これは再考を要するのではないかと思います。答弁は要りません。

○議長（後松一成君） 35番、佐々木正君。

○35番（佐々木 正君） 3点ほど伺いますが、まず1点目です。87ページの19節の湯治館浴室建設費補助 2,200万円ほど見ております。この事業費、どのくらいか教えてください。それと、美郷町には温泉が三つあります。その3施設の経営形態を教えてください。まず1点です。

○議長（後松一成君） 答弁、観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 今の湯治館の浴室建設費補助でございますが、これは16年度中、合併前に建設は完了してございます。これにつきましては、株式会社ヘルス観光が発注したものでございますが、これはいわゆる行政施設として、行政施設をその会社に委託しているものでございます。ただ、なかなか資金繰りが財源的に厳しいということで、おばこ農協から財源をお借りしてございます。その返済する償還金に充てるものでございます。これは、旧千畑町議会で債務負担の議決をいただいているものでございます。

それから、温泉施設の形態でございますが、仙南地区の湯とびあ雁の里温泉につきましては、

町直営となってございます。それから、六郷地区のあったか山につきましては、有限会社に委託してございます。それから、千畑サン・アールにつきましても株式会社に委託してございます。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） いろいろ経営形態あるようですが、町長は、これどのようにするか考えがありますか。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 現段階では経営形態に違いがありますが、町としてこういった温泉施設を住民福祉のためにどう活用していくのかということの観点と、それから町として観光施設としてどう活用していくのかというような観点を、そういったもろもろのことを考え合わせて、その目的に合致した経営形態が、どの形態がいいのかということは今後検討してまいりたいと存じますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） それで、仙南も六郷も千畑も料金が違うようです。仙南の方では一月何ぼとか1年何ぼとかと決めているようですが、六郷ではそういったものはありません。千畑はちょっとわからないですけれども、そのあたりも一考してもらいたいと思います。

それから、三つの温泉ありますが、温泉の泉質、たしか白骨温泉だかでは草津の湯だか入れているようなものもありますが、そういういったものはないものですか。

○議長（後松一成君） 観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 泉質ですけれども、今ちょっと資料がありませんが、いずれも良質な温泉でありまして、今後とも美郷町全体で活用していただきながら、利用促進が図られるよう努力してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） 良質な泉質だそうですので、いろいろ経済新聞にも書いてありますから、書くように宣伝してください。

2番目です。91ページの河川総務費に河川愛護会とあります。これはどんな団体ですか。それで、この名前聞いたことありますが、私の方で関係あるところは総上川の側清水のところから飯詰の方に行く、県道のところを東の方に流れているところを刈り払いしたりする団体だそうです。役場の方に聞いたら秋ごろに草を刈るというんだけれども、本当に必要な時期に刈らないと、要らなくなってから刈るようだとだめだから、そのあたり伺いたいと思います。

○議長（後松一成君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 河川愛護会というのは、旧千畑町には22ですか、そういう愛護会があるわけですが、また旧仙南村では7河川の愛護団体がございます。旧六郷町はたしか2団体と聞いてございます。そういうような形の中で補助を差し上げていると、こういうような状況でございます。ただ、河川清掃ということでございますが、これはいわゆるあくまでもボランティアと、こういう形でございますので、強制もできるわけもないわけですので、7月に1度実施すると、こういうような形になっているようでございます。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） ただいま7月ということだったんですけれども、それこそ7月にやってもらえばよかったんですけども、9月になってからやってくれるということだったものだから、そのあたりいろいろ頼んでもらいたいと思います。

最後です。3番目に126ページの地方債の残、これが16億4,500万円になっております。大体1人当たり70万円弱、六百七、八十万円になると思います。それで、町長は、この1人当たりの債券額といえいいのか、このあたりどのくらいが適正で、上限どのくらいだか。それから、これが今のままでいけば人も減ってくるから1人当たりの残高はもっとふえると思います。そのあたりどのようにお考えですか。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 地方債は、議員ご存じのとおり地域にとって必要な整備を行うときに財源がなく、その財源をお借りして実施するというものでありますので、地方債は、つまり地域の社会資本の整備のために役立てるといふうなことです。その債務がどの程度が妥当であるかというのは、私は残念ながら考えを持ち合わせておりません。しかし、財政指標で言う公債費比率とか公債費負担比率については、一定の健全な財政運営を目指しては、極力その範囲内にとどめるように努力しないといけいなというふうに思いますので、全体的な財政指標の一定の方向に向かって努力いたしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後松一成君） ほかに。

15番、高橋猛君。

○15番（高橋 猛君） ページ数に関係ございませんが、財政面ということで二つほど伺いたいと思います。

合併の法定協をつくる前に、去年の1月でしたか、新しいまちづくりを求めてということで財政のシミュレーションも含めていろいろと数値目標が出されました。その後、3町村とも合併するまでいろいろと事業をこなしてきたわけでありまして、ただ、なかなか国で今年度の地方交付

税も 6.5%減ですか、大変厳しい中で基金を取り崩ししなければ事業をやってこれなかったというようなこともあって、当初想定しておいた、例えば基金でありますとか、あるいは起債については大分想定した数値と違ってきているのではないかなというふうに思うわけでありまして。ただいま地方債の話も出ましたが、特別会計と合わせますと 230億円ぐらいになるようでありまして、基金もあわせまして、そうしたことが当初想定されておいた数値とどのような状況になっているのか、合併推進協議会ではどのような、そういう範囲で想定されておいたのかということについて伺いたいと思います。

それから、特別交付税についてでありますけれども、申すまでもなく財源の柱であるわけでありまして、国の地方財政計画では16年度大変厳しい状況で、財源対策債も含めると12%減というような結果であったわけでありまして。したがって、今回の合併時点での3町村の交付税総額を見ても合わせると53億円ぐらいになっておるようでありまして。千畑の場合は、特別交付税も1億円を超える予算計上をしております、残額はほとんどないというような状況は他町村も同じ状況ではないかなと思います。そうしたことを含めて考えますと、来年度の新町の建設計画の中にある地方交付税55億円という想定をされておるわけでありまして、合併算定外等もあって、限りなくこの数字は可能な数字かなというふうにも予測するわけでありまして、その点、現段階で交付税も含めて財政計画、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（後松一成君） 総務課長。

○総務課長（二藤誠祥君） ことしの交付税につきましては、先ほどお話しされましたとおり、56億8,000万円ぐらいということで当初きておいたわけですが。確かに、先ほど言われましたとおり、交付税6.5%減、実質的には10%ぐらいになるのではないかなと予測しておるところでございます。それから、起債につきましても17年度については、先ほど町長が話されましたとおり、必要な部分にのみ起債をつけていきたいということで検討してございます。したがって、現段階ではどの程度になるのかということにはちょっと予測がつかないということで、予測がつかないというよりも合併協でシミュレーションした数値にはほど遠いものではございませんが、やはりそれに近い、それよりも上回る感じの起債、それから交付税については、先ほど言いましたとおり10%減ぐらいのところでは抑えていきたいという考えで進んでおるところです。

実際、17年度予算では、今現在、事業ヒアリングを行って、町長それから担当課、ヒアリングを行ったところです。17年から20年までの中でどれを先にやっていくかということで、今、順序立てながら進めておるところでございます。実際、17年度の予算につきましては、12月20日まで各課から予算要求が出されるわけですが、それを見てどの程度になるのか、ちょっと今

予測はつきませんが、かなりの数字になってくるのではないかなと、そういうふう感じておるところです。16年度当初予算では、大体 120から 130億円ぐらいの予算規模で進めておりましたけれども、当然それ以上になってくるのではないかと、それに先ほど言われましたとおり起債が現在高でいきますと 230億円ぐらいでございますので、いずれ、かなりの厳しい予算になるのではないかなと、そういうふう感じておるところでございます。以上であります。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） 合併協議会時点での試算では、地方交付税が5%ぐらいずつ下がるであろうというふうな見通しの中での試算でした。このたびが6.5%ということで、そこに1.5%の乖離があるわけですが、一方で三位一体改革の中での地方に税財源の移譲という部分がありますので、それが今の美郷町の状況でどの程度移譲されるのかが、まだ見えておりません。この財源移譲の部分が見えてくると今回の合併でシミュレーションした数字がどの程度実際と乖離してくるのかというのが具体に見えてくると思いますので、その国の方針あるいは県の方針を待って対応を講じてまいりたいと思います。なお、財政状況については、今、総務課長が説明したとおりの状況でありますので、厳しさは変わらないだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（後松一成君） 質疑途中でございますが、1時30分まで休憩いたします。

（午後 零時01分）

○議長（後松一成君） 休憩前に引き続き本会議再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（後松一成君） 先ほど22番、齊藤新一郎君からの質問の松くい虫防除について、農政課長より補足説明あるようでございますから、しっかり聞いてください。農政課長。

○農政課長（深澤 廣君） 齊藤議員からの松くい虫防除に関するご質問について、再度ご答弁させていただきます。

既に済んでいる作業は仙南地区の雁の里山本公園一帯の被害樹木、作業内容としては燻蒸処理それから搬出となっております。7月作業して既に済んでおります。造園業者ですが、2社の入

札により仙南地区の蒔野造園が落札しております。これからの作業になりますが、千畑地区の千屋小学校前の松並木、それから仙南地区の雁の里山本公園一帯の松の樹幹注入の作業に入ることになります。冬期間の作業ですので、これから入札を行って業者を決めていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（後松一成君） 8番、田口繁男君。

○8番（田口繁男君） 私、一般会計のとき、午前中欠席しております。説明がそれで終わっていただければ大変不調法だと思っておりますが、私、説明ちょっと聞いていない感じをしますので質問いたします。

91ページでございます。都市計画費でございますが、これについては、予算で8億7,350万2,000円の事業費で組まれております。これについてでございますが、92ページの工事請負費が7億6,000数百万円となっております。また、委託料、これで全額しておりますが、国県でこれもまた地方債一般財源で組まれておりますが、この事業の場所、またそれから、これから設計そういうものを組まれてまた入札、工事完了、こういう時期をどうなっているかご説明お願いいたします。

○議長（後松一成君） 国体準備室長。

○国体準備室長（渋谷喜一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この都市公園費の中には、現在の継続事業であります仙南地区の総合体育館の建設の事業費でございます。それとあわせて千畑地区のカントリーパーク事業の大台野事業の工事費でございます。現在、工事そのものは、体育館の方は完成してございます。それから、カントリーパークの大台野公園については19年度までの事業となっております。この後は、設計その他工事委託関係についてですが、もう既に契約済みでございます。継続中の事業でございます。以上です。

○議長（後松一成君） 8番。

○8番（田口繁男君） それでは、この工事請負費については、積雪そういうものにはほとんど関係ないということでしょうか。それから、完成時はいつまででしょうか、お答えをお願いします。

○議長（後松一成君） 室長。

○国体準備室長（渋谷喜一君） 関係ないということですが、継続予算を組んでございますので、16年度としての体育館の建設、それから今の台野広場の整備事業についてはまだ続きますけれども、体育館につきましてはもう既に完成してございます。

○議長（後松一成君） いいですか。8番。

○8番（田口繁男君） 最終完成時はいつごろになるか、お知らせをお願いします。

○議長（後松一成君） 室長。

○国体準備室長（渋谷喜一君） 最終完成も、体育館につきましては10月28日付で完了してございます。それから、千畑の大台野公園につきましてはまだ継続事業ということでございます。19年度までです。千畑の公園事業については、商工観光課の方が担当していますので、商工観光課長の方からお願いします。

○商工観光課長（小林宏和君） 大台野のカントリーパークにつきましては、工事が完成しております、この後は支払い事務が残っているのみでございます。

○議長（後松一成君） いいですか。

40番、斉藤正衛君。

○40番（斉藤正衛君） きのうの一般質問にも若干関係しますけれども、予算を伴う問題ですので伺いたいと思います。

一つちょっとわからない点がありましたので説明をお願いします。六郷地区の保健センターの件ですけれども、あれに職員を配置しないということがどのような経緯で決まったのかということとをまず伺いたいと思います。

○議長（後松一成君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（樋場雄一君） お答えいたします。

今の件は、分庁方式で行うということになりまして、保健センターは福祉保健課に属するという事で常時しないことにしました。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） いつ、どのような話し合いが持たれて、一応合併に関するすり合わせなど、いろいろ議会の方にも説明があったわけですが、私の記憶するところでは説明の中には出てこなかったわけですから、突然始まったように記憶しているんですが、私の勘違いかもしれませんが、それが、いつ、どのような形で会議が持たれて、そういうようにしようというように決まったのかという部分を聞いているわけでございます。

○議長（後松一成君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 今現在、手元に資料がございませんので、少々お待ちをお願いしたいと思います。

○議長（後松一成君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時40分）

○議長（後松一成君） 続行いたします。

（午後 1時43分）

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） それでは、来るまでの間に、カーブミラーとか防犯灯のことが述べられておりました。街灯などはいろいろなところでまだまだ足りないという話もよく聞かれますし、カーブミラーも回ってみると足りないところ、やはりございます。それで、こういうものというのは、町としてこういう部分にはつけるべきだという全体の姿というものをきちんとつかんでいて計画的に行っているのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予算の説明の段階で、合併後につきましては各町村ごとに予算の措置が別々になってございます。ちょっととらえ方がおかしいところがあると思いますけれども、防犯という立場から、私の方からわかる範囲で説明させていただきます。

旧千畑地区に関しては、私、前担当しておりました。防犯灯、街路灯につきましては、距離的な目安というものが一応ございました。例えば2キロに一つとかということの内規はありましたけれども、場所によりまして、非常に曲がりくねっているとか、木が非常に密集しているとか、それから住民の方からいろいろ設置の要望を出していただいていたいました。大体の設置につきましては、一通りの設置は終えたものと思っておりましてけれども、このところの防犯、児童等の登下校、下校の方ですけれども、非常に犯罪等につながるということで、部分的にはそういう内規の、2キロではなくて200メートルでした、200メートルというものにとらわれず設置を見たこともあります。ただし、要望があれば即対応するというのではなくて、例えばその十字路とかカーブのあたりに田んぼとかさまざまなのがございまして、そういうものを設置することによりまして害虫被害、もろもろの被害が起こる可能性が出てきます。そういう関係上、地域で要望される場合は、その地権者といろいろ協議されまして要望を上げていただきまして、予算の許

す限り、いろいろ検討しまして設置してきているところでございます。今回につきましては、六郷、仙南地区については、私、距離的に何メートル以内に一つとか、そういう詳しい情報までは承知してございませんけれども、現在まではそういうとらえ方でやってきておりました。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） そうすると、今度美郷町になりまして、今のお話を伺うと要望なり、また200メートルなり、そういうような、どこそこは必要であるというものを最初に町としてとらえているというよりも、やはり住民からの要望なりなんなりというものが非常に強く作用すると、そういうような感じに受け取ることができました。やはり、今、課長も言われるように、特に下校の際など、非常にこのごろ、何といいますか、テレビでは、まさかこういうことがあるのかというようなことが実際に起こっております。できれば、やはり春先など一斉に、カーブミラーもそうでしょうし防犯灯の方も、やはり点検をされて、そして当局から見てまず必要だと思われるところ、こういうところはきちっと計画的にやっていくというような方針で臨んでいただきたいと。そして、それにまた不足形で住民の要望なりを受け入れてもらいたいと、このことを要望したいと思います。

○議長（後松一成君） 福祉保健課長が到着いたしましたので、答弁を求めます。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 保健センターの件で、議会を中断いたしまして申しわけないと思っております。

先ほど、下へ行ってみまして、資料と思って一生懸命探しましたがけれども、どうも合併前に決まったようで、今現在の福祉保健課には資料がございませんので、申しわけないと思っております。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） 美郷町誕生前の話でありますので、担当課長がわからないということも仕方ないかもしれませんが、いずれ、その当時の関係する現場の者から意見を伺った上で3町村長が最終的に決断した内容です。そして、その時期については定かな記憶ありませんが、8月ごろか9月に入ったころだったと思っております。これは、職員の人数の配置を議論する際に、あわせてその話が出たやに記憶しております。以上です。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 8月ごろといいますと、やはりそのように住民サービスに直結した部分というのは、議員説明会なりなんなりというのはまたその後も開かれていたと思うんですけれども、説明が全くなかったというのは、これは説明会はもう終わっていましたか。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 保健センターの職員配置にかかわらず、例えば体育館の職員の配置であるとか、さまざまな公共施設の人事の配置については、議会の方にお諮りする内容ではないという判断で町村長の専決事項としてその方針をかためていったというふうな次第です。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 専決事項というのはわかります。ましてや、今回、美郷町の町長に当選されました町長は、融和と誠実というものを掲げております。私は、やはりこのように住民サービスに直結した部分というのが、果たしてこの融和と誠実というもの、これは突然行われたわけで、このことからやはり融和というものと誠実というものが、果たして酌み取れるのかなと、住民が非常に迷う部分ではないのかなと思うわけです。やはり住民サービスに直結した部分というのは議会に説明するなりなんなりというものを今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 町長に就任する前のことについての話でありますので、その部分については、今、融和と前進あるいは公平、誠実といった部分とはまたやや趣が異なるかもしれませんが、いずれにしても現状に対してさまざまな住民の要望があり、その住民の要望にこたえるべく週1回にしていくと、月一、二回だったものを週1回にしていこうというふうに答弁させてもらっていますので、そういった課題に対して誠実に取り組むというふうな姿勢は酌んでいただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 28番、藤田亥左夫君。

○28番（藤田亥左夫君） 9款1項3目の18節ですけれども、ページでは96ページです。ここに備品購入費とありましたけれども、先日、住民課長から説明があったようですけれども、私の聞き逃しでございまして、ポンプの購入費もろもろということが説明あったと記憶しております。これには90万4,000円と載っておりますが、具体的な内容の説明をお願いします。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

ただいまの備品購入費でございます。機械器具費でございますけれども、六郷地区のポンプ積載車の購入でございます。3台ということです。

○議長（後松一成君） 28番。

○28番（藤田亥左夫君） これは、ポンプ積載車のみ、90万円という金額ですか。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答えいたします。

附属品も含んでおると思いますが、ポンプを積んだ自動車も込みの値段に記憶してございます。

○議長（後松一成君） 28番。

○28番（藤田亥左夫君） ポンプのみ、その他の附属品というご説明がありましたけれども、その更新に当たっての意味ですか、どういう状況で更新しなければならなかったのかということをお聞きいたします。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答えいたします。

更新ではなくて新規の導入、ほかの仙南、千畑地区においては、千畑地区につきましては積載車が5台、それから仙南地区には、議員ご承知だと思いますけれども、10台整備されてございます。合併等ございまして範囲も広くなるということで、瞬時に対応するために六郷地区においても積載車の導入が必要だということで計画されたものでございます。

○議長（後松一成君） これで質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成16年度美郷町一般会計予算については、原案のとおり決しました。

議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第7、議案第7号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決しました。

議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、日程第8、議案第8号 平成16年度美郷町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

46番、竹村由広君。

○46番(竹村由広君) お伺いいたします。

平成16年度の老人保健特別会計の年齢ですけれども、現在、5年スライド式ということで72歳以上が対象になると思うんですけれども、そこら辺いかがですか。

○議長(後松一成君) 住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) お答えいたします。

老人保健の特別会計の対象者でございますけれども、75歳以上、それと65歳以上の寝たきりの障害者、それから平成14年度70歳に達した方と記憶してございます。

○議長(後松一成君) 46番。

○46番(竹村由広君) 去年から行っております老人のスライド方式の健康保険法の基準がありますね。それでいきますと、72歳以上が対象になるのではないですか。

○議長(後松一成君) 住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) 私は、今ご答弁申し上げた年齢等で記憶してございますけれども、ただいまご指摘のありましたスライド制については、ちょっと今確認する資料もございませんので、確認いたしまして答弁させていただきたいと思っております。

○議長（後松一成君） 46番。

○46番（竹村由広君） そうしますと、この老人保健特別会計の加入者といいますか、その対象年齢は、今現在、この会計年度では何名いらっしゃいますか。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 対象者でございますけれども、11月の末でございますけれども、ちょっと古い数値になると思いますけれども、私の調べた範囲でご報告させていただきます。老人保健被保険者数ですけれども、4,508人と記憶しております。

○議長（後松一成君） 46番。

○46番（竹村由広君） そうしますと、先ほどのスライドに関しては、この老人保健特別会計には関係しないということですか。

○議長（後松一成君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 今のご質問でございますけれども、4,508人の中には、私の承知している先ほど申し上げました範囲の方々の数値と承知しております。

○議長（後松一成君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成16年度美郷町老人保健特別会計予算については、原案のとおり決しました。

議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第9、議案第9号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計予

算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第9号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり決しました。

議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、日程第10 議案第10号 平成16年度美郷町下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第10号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号についても原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成16年度美郷町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり決

しました。

議案第 11号の質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第 11、議案第 11号 平成 16年度美郷町農業集落配水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第 11号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11号 平成 16年度美郷町農業集落配水事業特別会計予算については、原案のとおり決しました。

陳情第 1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第 12 陳情第 1号 安全・安心の社会保障制度の確立を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、伊藤福章君。

（教育民生常任委員長 伊藤福章君 登壇）

○教育民生常任委員長（伊藤福章君） それでは報告させていただきます。

陳情第 1号、教育民生常任委員長報告。

12月14日の本会議において審査を付託されました陳情第1号 安全・安心の社会保障制度の確立を求める陳情書の提出を求めることについて、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。その結果、趣旨については理解できることから、趣旨採択が妥当であるという委員会としての意見の一致を見ましたのでご報告いたします。

○議長（後松一成君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

反対ですか、賛成討論ですか。（「趣旨採択には反対です。採択をすべきという立場です」の声あり）登壇願います。

（24番 泉 美和子君 登壇）

○24番（泉 美和子君） 私は、この陳情の内容からして、ぜひ国に対して意見を上げてやるべきだと思いますので、趣旨ということは意見書を上げないということだと思いますので、ぜひ採択をすべきだと思います。以上です。

○議長（後松一成君） ただいま、24番、泉美和子君から反対の討論がありました。したがって、異議がありましたので、採決は起立によって行いたいと思います。

ただいまの教育民生常任委員長の報告のとおり、これを趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後松一成君） 起立多数と認めます。

よって、委員長の報告のとおり、これを趣旨採択とすることに決定をいたしました。

陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第13 陳情第2号 「食料・農業・農村基本計画」見直しについての陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長、泉 繁夫君。

（産業建設常任委員長 泉 繁夫君 登壇）

○産業建設常任委員長（泉 繁夫君） 産業建設常任委員会から報告いたします。

去る12月14日の本会議におきまして付託されました陳情第2号についてですけれども、「食料・農業・農村基本計画」見直しについての陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査した結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（後松一成君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

陳情第2号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第2号について、ただいまの委員長の報告のとおり、これを採択とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号「食料・農業・農村基本計画」見直しについての陳情書については、ただいまの産業建設常任委員長の報告のとおり、これを採択することに決定いたしました。

陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第14 陳情第3号 WTO・FTA交渉に関する陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査方も産業建設常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長、泉繁夫君。

（産業建設常任委員長 泉 繁夫君 登壇）

○産業建設常任委員長（泉 繁夫君） 陳情3号の審査についてご報告申し上げます。

12月14日本会議において審査を付託されました陳情第3号 WTO・FTA交渉に関する陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査した結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（後松一成君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

陳情第3号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第3号について、ただいまの委員長の報告のとおり、これを採択することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 WTO・FTA交渉に関する陳情書については、産業建設常任委員長のただいまの報告のとおり、これを採択することに決しました。

陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、日程第15 陳情第4号 県立高等学校の図書館の充実をめざす意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、伊藤福章君。

(教育民生常任委員長 伊藤福章君 登壇)

○教育民生常任委員長(伊藤福章君) 陳情第4号について報告いたします。

12月14日の本会議において審査を付託されました陳情第4号 県立高等学校の図書館の充実をめざす意見書提出を求める陳情の提出を求めることについて、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたのでご報告します。

○議長(後松一成君) ただいまの委員長の報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

陳情第4号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第4号について、ただいまの委員長の報告のとおり、これを採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 県立高等学校の図書館の充実をめざす意見書提出を求める陳情については、ただいまの教育民生常任委員長の報告のとおり、これを採択することに決しました。

陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、日程第16 陳情第5号 「あきた教育新時代創成プログラム」の策定・実施を急がず、県民の十分な論議の保障を求める陳情についてを議題といたします。

この陳情の審査方は教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。
教育民生常任委員長、伊藤福章君。

(教育民生常任委員長 伊藤福章君 登壇)

○教育民生常任委員長(伊藤福章君) 陳情第5号について報告いたします。

12月14日の本会議において審査を付託されました陳情第5号 「あきた教育新時代創成プログラム」の策定・実施を急がず、県民の十分な論議の保障を求める陳情の提出を求めることについて、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたのでご報告します。

○議長(後松一成君) ただいまの委員長の報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

陳情第5号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第5号について、ただいまの委員長の報告のとおり、これを採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号「あきた教育新時代創成プログラム」の策定・実施を急がず、県民の十分な論議の保障を求める陳情については、ただいまの教育民生常任委員長の報告のとおり、これを採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時19分)

○議長(後松一成君) 本会議再開いたします。

(午後 2時21分)

○議長(後松一成君) ただいま議員各位に配付いたしました追加日程表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、日程に追加をして議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時22分)

○議長(後松一成君) 休憩を解きまして本会議再開いたします。

(午後 2時24分)

同意第1号から同意第3号の一括上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（後松一成君） 追加日程第1、同意第1号から追加日程第3、同意第3号については関連
がありますので、一括して上程し議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号から第3号については一括して上程し議題といたします。

同意第1号から第3号を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに同意内容の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） 同意第1号から同意第3号までの美郷町固定資産評価審査委員会委員の選
任につき同意を求めることについてであります。地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査
委員の選任同意を求めるものでございます。

同意第1号の泉氏は、平成3年9月4日、旧千畑町の固定資産評価審査委員に就任なされ、こ
とし11月1日付で暫定委員として美郷町固定資産評価審査委員になられている方です。

同意第2号の小西氏についてですが、平成11年10月1日に旧六郷町固定資産評価審査委員にな
られ、同じくことしの11月1日、暫定委員として美郷町固定資産評価審査委員になられている方
です。

同意第3号、藤田氏についてですが、平成13年4月1日に旧仙南村の固定資産評価審査委員に
就任なされ、ことし11月1日、美郷町固定資産評価審査委員に暫定委員としてなられている方
です。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（後松一成君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行いたいと思います。

初めに、同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号について、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号についても原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号も原案のとおりこれが同意されました。

同意第4号から同意第8号の一括上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、追加日程第4、同意第4号から追加日程第8、同意第8号については関連がありますので、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第8号まで一括して上程し議題といたします。

同意第4号から第8号までの朗読を求めます。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（後松一成君） 提案理由並びに同意議案の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） 同意第4号から同意第8号までの美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員の選任同意を求めるものでございます。

同意第4号の清水氏は、平成7年9月28日に旧六郷町の教育委員になられ、ことし11月1日からは暫定委員として美郷町教育委員になられている方です。

それから、同意第5号の照井氏についてですが、平成11年4月1日に旧仙南村の教育委員になられ、ことし11月1日から暫定委員として美郷町教育委員になられている方です。

同意第6号、後藤氏についてですが、平成2年9月7日に旧六郷町の教育委員になられ、ことし11月1日、暫定委員として美郷町教育委員になられている方です。

同意第7号、佐藤氏についてですが、平成14年10月10日に旧仙南村の教育委員になられ、ことし11月1日から暫定委員として美郷町教育委員になられている方です。

同意第8号、高橋氏についてですが、平成13年7月1日に旧千畑町の教育委員になられ、ことし11月1日、暫定委員として美郷町教育委員になられている方です。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は1件ごとに行います。

初めに、同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号について、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第5号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第5号について、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第6号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第6号についても原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第7号について、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第7号も原案のとおりこれを同意することに決しました。

次に、同意第8号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第8号について、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第8号も原案のとおりこれを同意することに決しました。

同意第9号及び同意第10号の一括上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、追加日程第9、同意第9号及び追加日程第10、同意第10号については関連がありますので、一括上程し議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号及び同意第10号について一括上程し議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐々木順吉君の退席を求めます。

（3番 佐々木順吉君 退席）

○議長（後松一成君） 同意第9号及び第10号の同意議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに同意議案の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） 同意第9号及び第10号の美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。地方自治法の規定により選任同意を求めるものでございます。

同意第9号の久米氏についてですが、平成12年9月に仙南村収入役に就任し、2期4年1カ月務められている方です。

また、同意第10号、佐々木順吉氏ですが、昭和62年4月に六郷町議会議員に当選なされ、これまで旧六郷町議会議長を務められている方です。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行いたいと思います。

初めに、同意第9号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第9号について、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第10号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第10号についても原案のとおりこれを同意することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、同意第10号は原案のとおり同意されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 次に、追加日程第11、議案第12号 工事請負契約の締結についてを上程し
議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(二藤誠祥君) 工事の入札に関しては総務課が担当になってございますので、私の方
から説明させていただきたいと思います。

提案理由ですが、先ほど事務局長が朗読したとおり、大坂善知鳥外川原線改良舗装工事の請負
契約を締結したいので、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
の規定により提案するものでございます。

この工事につきましては、去る12月13日に実施しました結果、はりま建設株式会社が落札した
ので、本契約を締結するものでございます。資料につきましては、議案第12号の資料、ここに工
事請負契約書の案の写しと、それから入札結果についての表、それから位置図が添付されてござ
います。以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長(後松一成君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第12号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

美郷町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(後松一成君) 追加日程第12 美郷町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

現在の委員及び補充員について、選任されたい旨の選挙管理委員長から通知がありましたので、地方自治法第182条に基づき選挙を行うものであります。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第182条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

指名の方法についてお諮りいたします。小職議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、小職より指名したいということに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時45分)

○議長(後松一成君) 休憩を解きまして本会議再開いたします。

(午後 2時47分)

○議長（後松一成君） ただいま配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に、澁谷幸雄君、栗林久雄君、田沢徹君、鈴木喜美夫君を指名いたします。同補充員に、第1順位佐藤喜三郎君、第2順位佐藤聖虎君、第3順位木下文一君、第4順位渡邊ケイ子君を当選人と定めることに決定をいたしました。

発議第7号の上程、採決

○議長（後松一成君） 追加日程第13 発議第7号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書を議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略したいと思います。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

34番、熊谷隆一君。

○34番（熊谷隆一君） この内容その他について異議あるものではございませんが、意見書、下のページの衆議院議長の名前が違っておるのではないのでしょうか。

○議長（後松一成君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時50分）

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後 2時51分）

○議長（後松一成君） これより発議第7号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり決しました。

発議第8号の上程、採決

○議長（後松一成君） 追加日程第14、発議第8号 「あきた教育新時代創成プログラム」の策定

・実施を急がず、県民の十分な論議の保障を求める意見書の提出についてを議題といたします。

発議を朗読いたします。なお、意見書の朗読は省略したいと思います。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

これより発議第8号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり決定いたしました。

発議第9号の上程、採決

○議長（後松一成君） 追加日程第15、発議第9号 県立高等学校の図書館の充実をめざす意見書

の提出についてを議題といたします。

発議を朗読いたします。なお、意見書の朗読は省略したいと思います。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

これより発議第9号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号は原案のとおり決しました。

発議第10号の上程、採決

○議長(後松一成君) 次に、追加日程第16、発議第10号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議を朗読いたします。なお、意見書の朗読は省略したいと思います。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

これより発議第10号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり決しました。

発議第 11号の上程、採決

○議長（後松一成君） 次に、追加日程第 17、発議第 11号 WTO・FTA 交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議を朗読いたします。意見書の朗読は省略したいと思います。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

これより発議第 11号について採決いたします。

お諮りいたします。発議第 11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 11号も原案のとおり決しました。

閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（後松一成君） 次に、追加日程第 18、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長並びに議会広報特別委員長から、審査中の事件等について、会議規則第 75条の規定により、お手元に配付してありますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この各委員長から申し出のとおり、これを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決しました。

閉会の宣告

○議長（後松一成君） 以上で、今定例会に付議されました事件については全部議了されました。

会議を閉じます。

これもちまして平成16年第2回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後 2時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成16年12月17日

議 会 議 長 後 松 一 成

署 名 議 員 佐 々 木 順 吉

署 名 議 員 鈴 木 一